

(別紙7)

## 刑事共助に関する条約を締結していない国が刑事裁判に関する証拠調べを要請する場合

刑事共助に関する二国間条約等を締結していない国が日本に刑事裁判に関する証拠調べを要請する場合は、国内法「外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法」(以下「共助法」という)に基づいて個別の応諾を求めることが可能です。要請は、外交ルートを通じて行われる必要があります(第一条ノ二第一項一号)。

### 1. 日本の外務省に提出する文書

- (1) 大使館から日本の外務省宛の口上書及びその写し 1部
- (2) 外国の裁判所から日本の裁判所への嘱託書 1部
- (3) 嘱託書の日本語訳(第一条ノ二第一項第四号) 1部

### 2. 文書に記載する内容

- (1) 大使館から外務省宛の口上書
  - (ア) 嘱託裁判所の所属国が受託事項の実施のために要する費用の弁償を保証すること(共助法第一条ノ二第一項第五号)
  - (イ) 嘱託裁判所の所属国が同一又は類似の事項につき日本の裁判所の嘱託を受けた場合は、これを実施することを保証すること(共助法第一条ノ二第一項第六号)
- (2) 外国の裁判所から日本の裁判所への嘱託書(第一条ノ二第一項第三号)
  - (ア) 証拠調べ嘱託を発出した当局の表示
  - (イ) 要請する証拠調べの種類(証人尋問、調査嘱託等)(第一条ノ二第一項第三号)
  - (ウ) 証拠調べを受ける者の氏名(第一条ノ二第一項第三号)
  - (エ) 証拠調べを受ける者の国籍(第一条ノ二第一項第三号)
  - (オ) 証拠調べを受ける者の住所又はその居所(第一条ノ二第一項第三号)
  - (カ) 事件の当事者(第一条ノ二第一項第三号)
  - (キ) 証拠調べを要する事項(証人尋問の場合は尋問事項、調査嘱託の場合は照会内容)(第一条ノ二第一項第三号)
  - (ク) 事件の要旨(第一条ノ二第一項第三号)

#### 【参考】外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法

第一条ノ二 法律上ノ補助ハ左ノ条件ヲ具備スル場合ニ於テ之ヲ為ス

- 一 嘱託カ外交機関ヲ經由シタルモノナルコト
- 二 (略)
- 三 証拠調べノ嘱託ハ訴訟事件ノ当事者、証拠方法ノ種類、取調ヲ受クヘキ者ノ氏名国籍

及住所又ハ居所並取調ヲ要スル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ為シ仍刑事ニ付テハ其ノ事件ノ要旨ヲ記載シタル書面ヲ添附シタルモノナルコト

四 日本語ヲ以テ作成セサル嘱託書及其ノ関係書類ニハ日本語ノ翻訳文ヲ添附スルコト

五 嘱託裁判所所属国カ受託事項施行ノ為要スル費用ノ弁償ヲ保証シタルコト

六 嘱託裁判所所属国カ同一又ハ類似ノ事項ニ付日本ノ裁判所ノ嘱託ニ因リ法律上ノ補助ヲ為シ得ヘキ旨ノ保証ヲ為シタルコト